

○周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例

平成16年10月1日

条例第89号

改正 平成22年3月8日 条例第7号

平成22年6月11日 条例第15号

平成24年6月13日 条例第21号

平成25年12月12日 条例第45号

平成30年12月25日 条例第27号

令和元年6月26日 条例第13号

(設置)

第1条 体育の普及振興と町民の心身の健全な発展を図るため、陸上競技場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 陸上競技場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 周防大島町陸上競技場
- (2) 位置 周防大島町大字西方

(休場日)

第3条 周防大島町陸上競技場(以下「競技場」という。)の休場日は、次のとおりとする。ただし、周防大島町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めたときは、臨時に変更又は休場することができる。

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用の時間)

第4条 競技場の使用時間は、午前9時から日没まで(準備及び後始末に要する時間を含む。)とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第5条 競技場を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けな

なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について使用上の制限その他必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、競技場の使用を許可しないものとする。

- (1) 公共の秩序又は風紀をみだすおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会において不相当と認めるとき。

(目的以外の使用及び権利の譲渡等の禁止)

第7条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、使用許可を取り消し、その使用を停止し、又は使用条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 教育委員会において公益上必要があると認めるとき。

- 2 前項の措置により使用者が損害を受けることがあっても、町は、その責めを負わない。

(特別な設備等)

第9条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、必要な設備をさせることができる。

- 2 使用者は、教育委員会の許可を受けて特別な設備をすることができる。
- 3 前2項の場合において、これらに要する経費は、使用者の負担とする。

(使用料)

第10条 使用者は、別表第1に定める使用料を使用の許可の際納付しなければならない。

2 町長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付等)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 使用前に使用の許可の取消し又は変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 第8条第1項第3号の規定により使用許可を取り消し、又は使用を停止したとき。

(4) その他教育委員会が特別な理由があると認めるとき。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、競技場の使用を終えたとき、又は第8条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を怠ったときは、教育委員会においてこれを行い、その費用は、使用者から徴収するものとする。

(損害の賠償)

第13条 使用者は、使用中に建物及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の命ずるところに従い、補修し、又はその損害を賠償しなければならない。

(競技場内での営業)

第14条 教育委員会は、入場者の利便を図るため、競技場内において物品の販売その他の営業を行おうとする者に対し、使用の許可をすることができる。

2 前項の規定により使用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(指定管理者による管理)

第15条 競技場の管理は、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年周防大島町条例第20号)に基づき、町長が指定する者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、競技場の休場日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。

3 第1項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第9条及び第12条から第14条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が競技場の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が競技場の管理を行うこととされた期間前に第5条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第16条 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 競技場の使用の許可に関する業務
- (2) 競技場の建物及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な

## 業務

### (利用料金)

第17条 第10条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、競技場の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に競技場の施設及び設備の利用にかかる料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 指定管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは町長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

### (委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

#### 附 則(平成22年3月8日条例第7号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成22年6月11日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成24年6月13日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成25年12月12日条例第45号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成30年12月25日条例第27号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月26日条例第13号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第10条関係)

使用区分		専用使用料		部分使用料
		平日の9時から17時まで 1時間当たり	休日の9時から17時まで 1時間当たり	9時から日没まで
入場料 その他 これに 類する 料金を 徴収し ない場 合	レクリエーション及びアマチュアスポーツに使用するとき	1,210円	1,450円	高校生以下の者が使用する とき1人1日当たり 50円(回数券12枚つづり 540円) その他の者が使用する とき1人1日当たり100 円(回数券12枚つづり 1,080円)
	延長料	1,810円	2,170円	
	レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に使用するとき	6,050円	7,260円	
	延長料	9,070円	10,890円	
入場料 その他 これに 類する 料金を 徴収す る場合	レクリエーション及びアマチュアスポーツに使用するとき	2,420円	2,900円	
	延長料	3,630円	4,350円	
	レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に使用するとき	36,300円	43,560円	
	延長料	54,450円	65,340円	

会議室 1時間当たり	220円
放送器具 1回当たり	1,650円
競技用具 1回当たり	3,300円

備考

- 1 この表において専用使用とは、使用者が一定時間一つの施設の全部(事務所を除く)を使用することをいい、その他の使用を部分使用という。
- 2 この表において延長料とは、9時から17時以外の時間帯の使用料のことを指す。
- 3 使用時間が1時間未満の場合、1時間とみなす。
- 4 専用使用料及び部分使用料については、使用時間が1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合、30分未満は、これを切り捨て、30分以上は、これを1時間とする。
- 5 会議室で冷暖房を使用する場合は、1時間当たり220円を加算する。
- 6 使用に伴う準備、清掃等に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- 7 放送器具及び競技用具の専用使用料は、陸上競技等で競技会として使用する場合に徴収する。
- 8 特別な設備をするために電気、水道、ガス等を消費する場合は、その実費に相当する額を徴収する。
- 9 町に住所を有しない者又は町に所在のない団体が使用する場合は、使用料は、使用料総額の2倍とする。
- 10 使用料には消費税及び地方消費税は含まれるものとする。

別表第2(第14条関係)

区分	単位	金額
売店	1日1平方メートルにつき	550円の範囲内において町長が定める額
移動販売	販売人1人1日につき	550円の範囲内において町長が定める額

備考

- 1 使用料には消費税及び地方消費税は含まれるものとする。
- 2 特別な設備をするために電気、水道、ガス等を消費する場合は、その実費に相当する額を徴収する。
- 3 町に住所を有しない者又は町に所在のない団体が使用する場合は、使用料総額の2倍とする。